

補聴器の 購入費を 助成します

(令和7年6月受付開始)



対象者

1 から 5 の要件にすべて該当する方



1. 補聴器購入日において、松戸市に住民票がある65歳以上の方
2. 市民税非課税世帯の方
3. 耳鼻咽喉科の医師により、補聴器使用が必要と診断された方
4. 聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない方
(申請中の方は助成対象外です)
5. 過去にこの助成を受けていない方

補聴器購入費用額 上限3万円 (一人1回限り)

助成金額

購入した補聴器
の費用が3万円
以上の場合

補聴器代

3.5万円

助成額

3万円



3月 手続きの流れ



1

市に相談する

松戸市役所 高齢者支援課までご相談ください。

2

申請書類を入手する

申請を希望する方は、高齢者支援課窓口または松戸市ホームページから、申請書と当市指定の医師の証明書を入手してください。

3

耳鼻咽喉科を受診する

耳鼻咽喉科を受診し、医師の証明書（当市指定）の交付を受けてください。
※証明書等の作成料は自己負担となります。

4

補聴器を購入します

医療機器認定を取得した補聴器を購入します。その際は、必ず領収書を受け取ってください。

（購入費、購入者氏名、品番・型番、事業所名が明記されているか確認してください）

【補聴器の購入にあたって】

補聴器は一人ひとりに合わせて調整が必要になります。本事業では、原則、補聴器販売店等対面での購入をお願いします。（インターネットでの購入は対象外）

5

市に申請する

必要申請書類を高齢者支援課までご提出ください。

※申請書の提出期限は、補聴器を購入した日の翌日から起算して1年以内です。

松戸市高齢者補聴器
購入費助成
申請書兼請求書

振込先口座の情報
をご記入ください

医師の証明書

市指定の様式を
ご使用ください

医療機器認定を
取得した
補聴器の領収書の原本

購入日、購入者氏
名、品番・型番、
金額、事業所名が
入ったもの

6

決定通知、助成のお振込み

申請書の確認後、高齢者支援課から決定通知を送付いたします。
その後、ご指定の口座にお振込みします。

【問い合わせ】

松戸市 高齢者支援課 TEL：047-366-7346 FAX：047-366-0991